

自立支援センター つばさ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が設置する自立支援センターつばさ（以下「事業所」という。）において実施する指定生活介護及び指定就労継続支援（B型）（以下「指定障害福祉サービス」という。）に関し、人員、運営及び管理に関する事項を定め、利用者に対し、事業の適正な運営と適切な障害福祉サービスの提供を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者に対し、主として昼間において、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を通じて、知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 地域との結び付きを重視し、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 利用者の人権の擁護及び虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 自立支援センター つばさ
- (2) 所在地 就労継続支援（B型） 広島県東広島市安芸津町風早10586番地3
生活介護 広島県東広島市安芸津町三津4398番地

(職員の種類、員数及び勤務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

【指定生活介護事業所】

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（協力医療機関・就労継続支援（B型）事業所と兼務）
- (3) サービス管理責任者 1名（常勤職員 多機能型に関する特例により就労継続支援（B型）兼務）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (4) 看護職員 4名（非常勤職員4名）
看護職員は、医師の指導のもと、利用者職員との健康管理、保健衛生、医療、看護及び介護等について全ての業務を行う。
- (5) 生活支援員 12名（常勤職員1名 非常勤職員11名）
生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに就労継続支援計画に基づきサービスの提供を行う。
- (6) 栄養士・調理員 4名（非常勤職員）
栄養士及び調理員は、利用者の健康維持・向上のために栄養バランス等を考慮した食事を提供する。
- (7) 事務職員 1名（常勤職員兼務1名）
事務職員は、事業運営に必要な事務を行う。

【指定就労継続支援（B型）事業所】

(1) 管理者 1名（常勤職員1名・多機能型に関する特例により生活介護事業所と兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤職員1名 多機能型に関する特例により生活介護事業所と兼務）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 目標工賃達成指導員（常勤職員1名） 目標工賃指導員は、専門スタッフとして工賃アップに向けた新たな業を獲得し、単価アップの交渉、作業の効率化または利用者の能力向上を目的とした支援を行う。

(4) 職業指導員 3名（非常勤職員3名）

職業支援職員は、就労継続支援計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就労後も職場定着を図るための支援を行う。

(5) 生活支援員 2名（常勤職員1名・非常勤職員1名）

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに就労継続支援計画に基づきサービスの提供を行う。

(5) 事務職員 1名（常勤職員兼務1名）

事務職員は、事業運営に必要な事務を行う。

（営業日及びサービス提供時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日

(1) 生活介護

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）のうち、5月5日、スポーツの日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 就労継続支援（B型）

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）12月29日から1月3日までを除く。

営業時間

(3) 生活介護

午前9時30分から午後3時50分までとする。

(4) 就労継続支援（B型）

午前9時30分から午後4時までとする。

（事業所の利用定員）

第6条 生活介護の利用定員は7人とする。

2 就労継続支援（B型）の定員は23人とする。

（事業所の内容）

第7条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴

(2) 排せつ及び食事等の介護

(3) 生活に関する相談及び助言

(4) 日常生活上の支援

(5) 創作的活動及び生活活動の機会の提供

(6) 訪問による支援

(7) その他身体機能及び生活向上のための援助

2 事業所で行う指定就労継続支援（B型）の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活活動その他の活動の機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) 訪問による支援
- (4) その他身体機能及び生活能力向上のための援助
(利用者から受領する費用の額)

第8条 厚生労働省の定める費用の額の支払いを受けるものとする。

2 次に定める費用については、1か月ごとに計算し、翌月の15日～25日までに請求書を発行し、月末までに支払いを受けるものとする。

- (1) 食事等 生活介護 食事提供体制加算対象者 1食250円（食費） 対象外の者 1食550円（食費） 就労継続支援B型 1食250円（食材料費） 外注弁当代金 1食（実費）
(※但し、令和6年4月中においては1食200円(食材料費用)とする。)

(2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

1. 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

(工賃の支払い等)

第9条 事業所は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。

2 利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は3千円を下回らないものとする。

3 事業所は、工賃の水準を高めるよう努める。

4 事業所は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、その工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、と都道府県に届ける。

(食事)

第10条 事業所は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得る。

2 事業所は、食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、調理の方法、管理方法等については責任者を定め、食品衛生法の定める内容に沿うよう努める。

(通常の実地の実施地域)

第11条 事業所の通常の実地の実施地域は、東広島安芸津町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 サービス利用にあたっては、次の事項に留意する。

2 利用者が外出する場合は、事前に事業者へ届け出るもの。

3 利用者は、秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時における対応方法)

第13条 現に障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者・家族に報告する。また必要に応じて関係市町へ報告を行う。主治医への連絡等が困難な場合には、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第14条 事業所は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関連機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(利益供与等の禁止)

第15条 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

3 提供した福祉サービスに関し、県又は市町（以下「県等」という。）が行う文章その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県等が行う調査に協力するとともに、県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 県等から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を県等に報告するものとする。

5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 事業所は、虐待の発生又はその再発防止をするため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者及び担当者を置く。

(身体拘束廃止のための措置)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(研修)

第19条 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を次の通り設けるものとする。

1. 採用後3ヶ月以内

2. 継続研修 年1回

(秘密の保持)

第20条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第21条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(補足)

第22条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人東広島市社会福祉協議会と当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

7 この規程は、平成29年4月11日から施行する。

8 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

9 この規程は、平成31年2月1日から施行する。

10 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

11 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

12 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

13 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

14 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

15 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

自立支援センターつばさ重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会
所在地	東広島市西条町土与丸1108番地
電話・FAX 番号	(電話)082-423-2800 (FAX)082-423-8526
代表者氏名	会長 富永 嘉文

2 事業所の概要

名称	自立支援センターつばさ
所在地	広島県東広島市安芸津町三津4398番地 (生活介護) 広島県東広島市安芸津町風早10586番地3 (就労継続支援B型)
電話・FAX 番号	(電話) 0846-45-0201 (FAX) 0846-45-0025 (生活介護) (電話・FAX) 0846-45-3848 (就労継続支援B型)
サービス提供地域	安芸津町
営業日及び サービス提供時間	生活介護 月曜日から土曜日9時30分～15時50分 5月5日、スポーツの日、12月31日から1月3日までを除く。 就労継続支援B型 月曜日から金曜日9時30分～16時00分 国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く
定員	生活介護 (7名) 就労継続支援B型 (23名)

3. 事業所の体制

(指定生活介護)

(指定就労継続支援B型)

従業員の職種	勤務の形態	従業員の職種	勤務の形態
管理者 (就労B型と兼務)	(常勤：兼務可) 1名以上	管理者 (生活介護と兼務)	(常勤：兼務可) 1名以上
サービス管理責任者 (就労B型と兼務)	(常勤) 1名以上	サービス管理責任者 (生活介護と兼務)	(常勤) 1名以上
生活支援員	(常勤) 1名以上	生活支援員	職業指導員とどちらかが1名以上常勤
看護師	1名以上	職業指導員	生活指導員とどちらかが1名以上常勤
その他	必要人数	その他	必要人数

4 サービスの内容

(1) 生活介護

- ① 入浴
- ② 排泄及び食事等の介護及び栄養バランスに基づく食事の提供

- ③ 生活に関する相談及び助言
- ④ 訪問による支援及び生活相談・必要最小限の援助
- ⑤ その他身体機能及び生産能力向上のための援助

(2) 就労継続支援B型

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練
- ③ 訪問による支援及び生活相談・必要最小限の援助
- ④ その他身体機能及び生産機能向上のための援助

5 利用者負担額

サービスの利用に対しては、事業にかかる費用の9割が給付の対象となり、東広島市等から事業所へ代理受領によって支払われます。利用者は、利用者負担として東広島市等が定める額に基づき、事業にかかる費用の1割（定率負担）を事業所にお支払い頂きます。ただし、利用者負担の軽減を受けている場合は、「1割（定率負担）」を、「軽減の額」と読み替えるものとします。また、特に申し込みがあれば、償還払いとすることも可能です。また、利用者の負担内容については別紙にて説明し、同意を得るものとします。

(1) サービス利用に係る実費負担額

サービス提供に要する次の費用は、給付対象ではありませんので、費用をお支払いいただきます。

(生活介護)	食費	食事提供体制加算対象者	250円/回
		対象外の者	550円/回
(就労継続支援事業 (B型))	食費	ランチ代	250円/回 (食材費)
		外注弁当代金	実費分

利用の中止、変更

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施の前日17時15時分までに事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料（外注弁当等実費負担額）をお支払いしていただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない場合、キャンセル料は頂きません。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 障害者自立支援の支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明いたします。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、個別支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は訓練等給付費支給期間と同じです。
ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動更新されるものとします。
- ③ 障害者サービスの提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握させていただきます。

7 虐待・身体拘束への方針

当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、当事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施し担当者を配置します。また、当事

業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

8 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合など、必要に応じ下記の協力医療機関へ速やかにご連絡します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
協力医療機関	名称	県立安芸津病院
	所在地	東広島市安芸津町三津4388番地
	連絡先	電話：(0846)45-0055 FAX：(0846)46-0015

9 サービス内容に関する苦情・相談窓口

当事業所のご利用相談・苦情窓口・苦情解決責任者

窓口・解決責任者	苦情受付担当者 管理者 苦情解決責任者 安芸津支所長 苦情解決総括責任者 常務理事兼事務局長 虐待防止責任者 事業所で定める者
第三者委員	東広島市社会福祉協議会苦情解決に関する規程により任命された者
電話番号・FAX	電話(0846)45-0201 FAX(0846)46-0025
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

当事業所以外の、行政機関その他の苦情受付機関

東広島市役所 健康福祉部障害福祉課	所在地 東広島市西条栄町8号29番
	電話(082)420-0180 FAX(082)420-0181
	受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
広島県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町12号2番
	電話(082)254-3419 FAX(082)569-6161
	受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービスの提供開始にあたり、上記のとおり重要事項の説明しました

【事業者】 所在地 東広島市西条町土与丸1108番地
事業者名 社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
代表者 会長 富永 嘉文

【事業所】 所在地 東広島市安芸津町三津4398番地
事業者名 自立支援センターつばさ
説明者 _____

私は、事業所より、上記重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

【利用者】 住所 _____
氏名 _____

【署名代行者(又は法定代理人)】
住所 _____
氏名 _____
本人との続柄 _____

【立会人】 住所 _____
氏名 _____
本人との続柄 _____